

しゅっさん 出産したら

[English \(英語\)](#)

ないよう 内容

しゅっしょうとどけ
◎ 出生届

しゅっさんいくじいちじきん
◎ 出産育児一時金

さんぶ たい けんこうしんさ
◎ 産婦に対する健康診査

にゅうじいっばん げつじ けんこうしんさ
◎ 乳児一般（1か月児）健康診査

しんせいじちょうかくけんさ
◎ 新生児聴覚検査

にんぶしえんきゅうふきん
◎ 妊婦支援給付金（2回目）

みまも ていきびん
◎ 見守りおむつ定期便

しゅっしょうとどけ
◎ 出生届

あか う つぎ おこ
赤ちゃんが生まれたときは、次のことを行なってください。

しゅっしょうとどけ ていしゅつ
● 出生届の提出

● しゅっしょうとどけ う ひ にちいない ていしゅつ
出生届を、生まれた日から14日以内に提出してください。

- ^{ぼしけんこうてちょう}母子健康手帳と^{しゅっしょうとどけ}出生届を、^{しやくしょ}市役所に^も持ってきてください。

^{こせきじゅうみんいどうしつ}
《**戸籍住民異動室**》

でんわ
電話：072-724-6724

ファクス：072-724-0853

● ^こ子どもの^{いりょうしょう}医療証の^{しんせい}申請

^{あか}赤ちゃんの^{ほけんしょう}マイナ保険証または^{しかくかくにんしょ}資格確認書ができたなら、^{いりょうひ}医療費が^{じょせい}助成される^こ子ども

^{いりょうしょう}の^{しんせい}医療証を申請をしてください。

^{かいご}《**介護・^{いりょう}医療・^{ねんきんしつ}年金室**》

でんわ
電話：072-724-6733

ファクス：072-724-6040

● ^{ざいりゅうしかく}在留資格の^{しんせい}申請

- ^{ざいりゅうしかく}在留資格の^{しんせい}申請を、^う生まれた日^ひから^{にちいない}30日以内^{おこ}に行なってください。

- ^{くわ}詳しいことは^{おおさかしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく}大阪出入国在留管理局^{かくにん}に確認してください。

^{おおさかしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく}
《**大阪出入国在留管理局**》

でんわ
電話：0570-064259

^{たいしかん}大使館、^{りょうじかん}領事館へ^{れんらく}連絡してください。

◎^{しゅっさんいくじいちじきん}出産育児一時金

^{こくみんけんこうほけん} 国民健康保険に入っている人が、^{ひと} 子どもを産んだとき、^こ 子どもを産んだ ^{びょういん} 病院に、

^{こくみんけんこうほけん} 国民健康保険から ^{まんえん} 50万円の ^{しゅっさんいくじいちじきん} 出産育児一時金（^こ 子どもを産んだときにもらえる ^{かね} お金のこと）が ^{しはら} 支払われます。

^{せいど} この制度が ^{しやう} 使用できない ^{びょういん} 病院もあります。 ^{びょういん} 病院にきいてください。

- ^こ 子どもを産んだ ^{ひやう} 費用（^{かね} お金）が ^{まんえん} 50万円より多いときは、^た 足りない ^{かね} お金を ^{びょういん} 病院に ^{しはら} 支払ってください。
- ^こ 子どもを産んだ ^{ひやう} 費用（^{かね} お金）が ^{まんえん} 50万円より ^{すく} 少ないときは、^{せたいぬし} 世帯主は ^{のこ} 残った ^{かね} お金を ^{こくみんけんこうほけん} 国民健康保険からもらうことができます。
- ^{こくみんけんこうほけん} 国民健康保険に入っている人が、^{ひと} 日本以外で ^こ 子どもを産んだときや、^{にんしん} 妊娠 ^{しゅうすう} 週数が ^{しゅう} 22週より ^{すく} 少ないときは、^{しゅっさんいくじいちじきん} 出産育児一時金が ^{まん} 48万 ^{せんえん} 8千円になります。
- また、^{さんぜんさんごきかん} 産前産後期間の ^{ほけんりょうけいげん} 保険料 ^{しゅっさん} 軽減があります。 ^{しゅっさん} 出産 ^{よていび} 予定日の ^{ぞく} 属する ^{つき} 月の、^{まえ} 前の ^{つき} 月から ^{げつかん} 4か月間、^{しゅっさん} 出産した ^{ほけんりょう} かたの ^{けいげん} 保険料が ^{てつづ} 軽減されます。 ^{てつづ} 手続きは、^{こくみんけんこうほけんしつ} 国民健康保険室に ^き 来て ^{くだ} 下さい。

^{こくみんけんこうほけんしつ} 国民健康保険室
《国民健康保険室》

^{でんわ} 電話：072-724-6734

ファクス：072-724-6040

◎産婦さんぶに対する健康診査たい けんこうしんさ

しゅっさんご しゅうかんぜんご げつぜんご さんご しゅう にちいない かく かい さんご ぼたい
出産後2週間前後と、1か月前後（産後8週6日以内）に、各1回ずつ産後の母体
けんこうしんさ う ぼしけんこうてちょう こうひじよせい う
の健康診査を受けることができます。母子健康手帳といっしょに、公費助成が受けら
れる、さんぶけんこうしんさじゅしんけん まい わた
産婦健康診査受診券（2枚）を渡します。

こ しつ
《子どもすこやか室》

でんわ
電話：072-724-6768

ファクス：072-721-9907

◎乳児にゅうじ一般いっばん（1か月児）健康診査げつじ けんこうしんさ

あか せいご にち せいご しゅうみまん かいけんこうしんさ う
赤ちゃんが生後28日～生後6週未満のときに、1回健康診査を受けることができます。
ぼしけんこうてちょう こうひじよせい う にゅうじいっばん げつじ
母子健康手帳といっしょに、公費助成が受けられる、乳児一般（1か月児）
けんこうしんさじゅしんひょう わた
健康診査受診票を渡します。

こ しつ
《子どもすこやか室》

でんわ
電話：072-724-6768

ファクス：072-721-9907

しんせいじちようかくけんさ ◎新生児聴覚検査

ぼしけんこうてちよう こうひじよせい う しんせいじちようかくけんさじゆけんひよう
母子健康手帳といっしょに、公費助成が受けられる新生児聴覚検査受検票を
わた
渡します。

こ しつ
《子どもすこやか室》

でんわ
電話：072-724-6768

ファクス：072-721-9907

にんがしえんきゆうふきん ◎妊婦支援給付金（2回目）

しゅっしょうとどけ ていしゅつ あと あか ほうもんとう ほいくしとう めんだん
出生届を提出した後、こんにちは赤ちゃん訪問等で保育士等による面談を、
にんがしえんきゆうふきん しんせい あんない しんせいご えん きゆうふ
されたかたに、妊婦支援給付金の申請をご案内します。申請後50,000円を給付し
ます。

こ しつ
《子どもすこやか室》

でんわ
電話：072-724-6768

ファクス：072-721-9907

みまも ていきびん ◎見守りおむつ定期便

あか かてい みまも はいたついん まいつきほうもん どう いくじようひん とどけ
赤ちゃんのいる家庭に見守り配達員が毎月訪問し、おむつ等の育児用品を届け
ます。こそだ なや こま そうだん
ます。子育ての悩みや困りごとを相談することもできます。

- りよう 利用には しんせい 申請が ひつよう 必要です。

- せいご 生後 げつ 3か月から さい 1歳 あか の かてい 赤ちゃんが たいしょう いる家庭が たいしょう 対象です。

《こ子ども すこやか室》

でんわ
電話：072-724-6768

ファクス：072-721-9907